

自動車等に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、交通事故防止を目的とし、普通自動車（準中型も含む）運転免許取得及び使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(運転禁止)

第 2 条 自動車等の運転は禁止する。

(運転免許取得許可願)

第 3 条 自動車等運転免許取得のため自動車教習所に入校を希望者は、運転免許取得に関する条件を満たし、許可願に取得理由等を記し、保護者等の承諾を得た上で、校長の許可を得なければならない。

(自動車教習所入校の条件)

第 4 条 成績不振者（補講等の指導を受けて教科担任より成果が認められた場合は除く）、服装・容儀の不適切な者及び授業料及び学校徴収金未納者は許可しない。

- 2 本人が自動車教習所入校説明会に出席していることを原則とする。
- 3 入校希望者は進路の内定にこだわらず希望者とする。

(自動車教習所入校の許可日)

第 5 条 入校の許可日は、2学期中間考査の成績会議終了後からとする。

(通学時間と禁止期間)

第 6 条 自動車教習所への通学時間と禁止期間は次のとおり定める。

(1) 通学時間 月～金 15:40～20:00

土・日 各自動車学校の日課に準ずる。

(2) 禁止期間 定期考査週間及び定期考査期間（但し、最終日は除く）

(雑 則)

第 7 条 自動車等運転免許証を取得した者は、直ちに本校に届け出なければならない。

- 2 本校の授業時間中及び学校・学年行事中は、自動車教習所における受講を禁ずる。
- 3 安全指導のため、免許の無断取得、車の運転等の禁止を徹底する。